

2020/5/14、政府により宮城県は“緊急事態宣言”が解除されました。
よって当院では、次のように、**6/1から通常の診療**に戻したいと思えます。

1. 電話診療は5/31をもって終了にします。受診の際は、ご来院するようお願いいたします。
2. コロナ感染が心配な方は、当院の「処方優先」システムをご利用下さい。最長30日まで処方します。
3. 来院した感冒の患者も診察再開します。
4. 新型コロナ感染予防のため、厚生労働省の通知により、**特定健康診査（今年9月～来年1月）**と**基礎健康診査（今年7～9月、来年1月）**の実施期間が例年と異なります。
一方、一般の健康診断はこれまで通り、水曜日以外、受け付けております。
5. 公認心理師による心理カウンセリングを“対面式”に戻します。
6. 当面の間、**飛沫感染予防**のため透明の仕切りはつけたままで診療させていただきます。また、**接触感染予防**のためしばらく新聞・雑誌類は待合室に戻さず、アルコール消毒の徹底を継続します。

以上、ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

2020年5月 院長